

審 査 基 準

令和 4 年 5 月 13 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の 4 第 6 項（第105条第 2 項において準用する場合を含む。）
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項（申請による取消し）、第105条第 2 項（免許の失効） 道路交通法施行令第39条の 2 の 5（運転経歴証明書の交付）、第39条の 2 の 6（運転経歴証明書の交付） 道路交通法施行規則第30条の10（運転経歴証明書の交付の申請の手続）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：1 日（行政庁の休日は含まない。） 警察署は20日
申 請 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課免許係、警察署交通課
問 い 合 わ せ 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課免許係、警察署交通課 運転免許課 電話0952-98-2220 内線220
備 考：